

御 環 第 23 号
平成 29 年 5 月 9 日

静岡県知事 川勝 平太 様

御前崎市長 柳澤 重夫

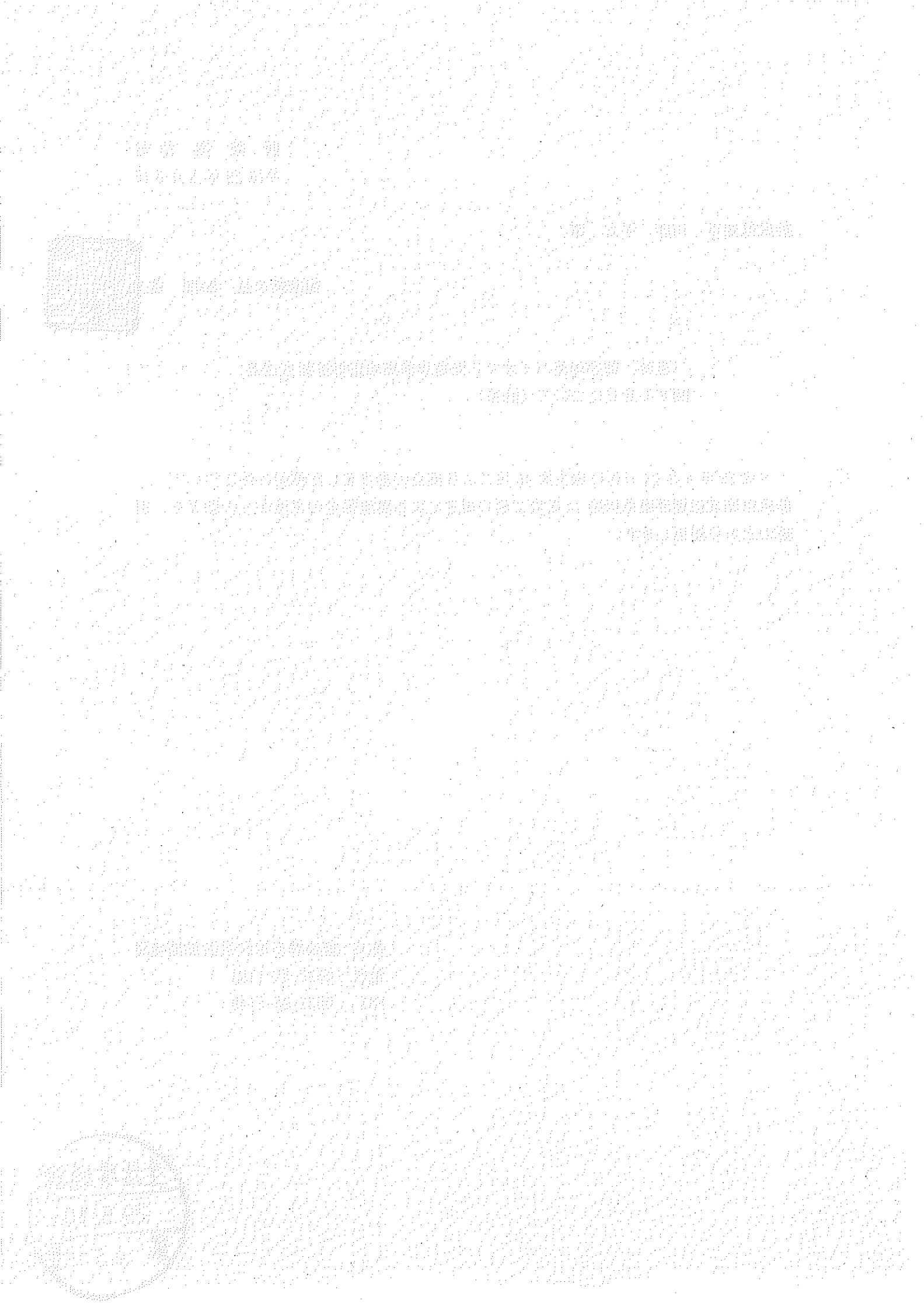


「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価方法書」
に関する意見について (回答)

平成 29 年 4 月 24 日付け環生第 46 号により照会のありました標記の件について、
静岡県環境影響評価条例第 14 条第 2 項の規定による環境保全の見地からの意見を、別
紙のとおり提出します。

担当: 御前崎市市民生活部環境課
電話 : 0537-85-1162
FAX : 0537-85-1149





「(仮称)御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価方法書」

意　見　書

平成 29 年 5 月

御 前 崎 市

はじめに

このたび、「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業」(以下「本事業」という。)の環境影響評価方法書に対する市長意見を述べさせていただきます。

今回対象となる環境影響評価方法書は、「静岡県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価手続を行うものであり、本事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、計画段階であらかじめ調査、予測、評価を行うものです。

排出ガス 20 万 Nm³/h 以上のバイオマス発電事業となるため、工場等の建設、第 1 種事業として環境影響評価の方法書を第 1 段階として提出するものです。

本事業の計画は、御前崎港に面した遊休港湾地を活用し、出力 75,000kw 規模のバイオマス発電事業を行う計画であります。本事業を実施することで、燃料調達や工事・運転保守等で地域活性化につなげるとともに、エネルギー由来の温室効果ガスを削減することが目的とされております。

御前崎市環境基本計画においても、風力発電・太陽光発電のさらなる普及に加え、バイオマスエネルギーの普及をテーマとした重点プロジェクトを実施し、二酸化炭素を減らして地球温暖化防止につなげていくこととしております。

平成 28 年度に実施したエネルギーに関する市民意識調査結果でも、環境への負荷の少ないエネルギーの先進地として、市民からの期待は高まってきているところです。

しかしながら、本事業は大規模なバイオマス発電施設を新たに建設するものであり、その工事の実施及び施設の供用に当たっては、様々な環境負荷が広範囲にわたり影響を及ぼすおそれがあると考えられます。

特に、事業実施区域が位置する御前崎港は、県中西部の物流を担う多目的流通港湾としてだけでなく、近隣の風光明媚な海岸線は、海水浴「快水浴場百選(環境省)」、磯遊び、ウインドサーフィン、クルージングなどの海洋レジャーの拠点としても脚光を浴びており、カツオやシラスをはじめとした豊富な漁業資源と自然環境を有する港として、これまで本市の水産・海洋文化の拠点として成長してきたところです。

事業者におかれましては、本事業の実施による環境への影響をできる限り回避・低減し、環境保全に十全を期することを理解・認識したうえで、調査・予測・評価という環境影響評価を着実に実施されることを求めます。

また、言うまでもなく、本市の第 2 次御前崎市総合計画をはじめ、御前崎市環境条例及び御前崎市環境基本計画並びに国、県等の様々な計画との整合を図るとともに、地域住民の理解が得られるよう、丁寧な対応をお願いするものであります。

以下、静岡県環境影響評価条例の規定に基づく市長意見を提出いたします。

I 全般事項

- 1 環境影響評価の実施に当たっては、関係行政機関等からの意見はもとより、市民等からの意見にも十分配慮するとともに、その結果及び評価等について、環境影響評価準備書の手続の中で、地域住民及び関係者に対して丁寧に説明を行うこと。
- 2 環境影響評価の実施に当たっては、専門家等からの助言を受けたうえで、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- 3 環境影響評価の実施に当たっては、可能な限り最新の知見や評価手法を取り入れるとともに、評価を行う過程において環境影響に関わる変更が生じた場合は、選定した項目や手法等の見直しや、追加での調査、予測及び評価の検討、実施など適切に対応すること。
- 4 御前崎市環境基本条例（平成18年12月25日御前崎市条例第21号）の趣旨に基づき、環境の保全と健康で安全かつ快適な生活の確保のため、環境保全措置の検討を行うこと。

II 個別事項

本事業の特性や地域特性と、御前崎港の持つ貴重な資源や優れた眺望景観を踏まえ、以下の7項目について、十分な検討及び適切な調査等を実施するよう配慮されたい。

1 大気質

- (1) 事業実施区域周辺及び影響が及ぶと想定される地域は、住居地域に加え、山や海等の存在により大気の流れが異なることから、これら地域特性を踏まえ、短期的高濃度条件等（ダウンウォッシュ、ダウンドラフト、逆転層等）の影響も考慮し、適切な予測及び評価を実施すること。

特に、事業実施区域周辺（新谷区・女岩区）の住宅に関して、周辺地域の形状は、沿岸地域の背後に急傾斜地・台地を背負っているため、住宅が風下となる風向で、ダウンウォッシュ・ダウンドラフトが生じるような条件下では単純な濃度予測値を超える大きな値となることが推測されるなど、強い影響を受ける可能性があるため、大気の調査、予測及び評価に当たっては、通常の検討とは別に、この地域への影響も考慮し評価したうえで、適切な環境保全措置を検討すること。

- (2) 集じん装置（バグフィルタ）を設置してばいじんの排出量を低減する
とあるが、大気に与える影響について調査し、予測及び評価を行うこと。
- (3) 騒音・振動について、環境影響評価の実施に当たっては、事業実施区
域周辺の住居地域のみならず、周辺の施設（文化施設、商業施設等）の
存在も踏まえた調査、予測及び評価を行い、その地域特性に応じた、騒
音・振動の影響を低減するための検討を行うこと。
- (4) 騒音・振動について、本事業の建設予定地は、港湾法の第39条第1
項の規定により定められた分区の地域並びに区域となるため、静岡県生
活環境保全条例施行規則に基づき、第3種区域とすること。
- (5) 発電施設はもとより、燃料の貯蔵施設等についても悪臭について専門
家による調査、予測及び評価を行うこと。

2 水環境

- (1) 本事業の冷却方式は海水冷却方式を採用して、御前崎港内の海水を深
層取水し、同港湾内に表層法水または水中放水（600 m³/日）とあるが、
まだ位置が検討中とあるため、早急に取水口・放水口の位置を検討し、
排水量・海水温を前提とした水環境の調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 取水・排水に関して、専門家等からの助言を受けたうえで、関係団体
(南駿河湾漁業協同組合、地元漁業関係者、地域住民等)と協議し決定
すること。
- (3) 協議内容については、隨時周知すること。

3 動物、植物、生態系

- (1) 本事業からの放流水の排水量及び水温が、海域の動植物及び生態系に
与える影響について適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措
置の検討を行うこと。
- (2) 本市では国の天然記念物に指定されているアカウミガメを保護するた
め、ウミガメ保護監視員を委嘱し、保護活動を行っている。そのため、
専門家等からの助言（特に海水温、夜間の光源）を受けたうえで、関係
団体（ウミガメ保護監視員、国、県等）と協議し、調査、予測及び評価
を行うこと。
- (3) 御前崎港は駿河湾入口に位置し、カツオやビンナガマグロなどの回遊
魚からシラスや金目鯛、伊勢海老など様々な海の幸に恵まれているため、
水産資源に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うこと。
また、調査、予測及び評価にあたり、専門家や漁業関係者等を入れた
評価組織を検討すること。
- (4) 沿岸部には藻場が存在し、カキやワカメ漁が行われているため、専門
家等からの助言を受けたうえで関係団体（南駿河湾漁業協同組合、地元
漁業関係者、地域住民等）と協議すること。

- (5) 外来船で燃料（木質チップ・パーム椰子殻）を搬入する計画であるが、特定外来種が付着して持ち込まれることが懸念されるため、予防策を考慮し、そのための具体的な内容を環境影響評価準備書に記載すること。
- (6) 新谷区・女岩区の台地には、当市の基幹産業であるお茶（県内で最も早く新茶の摘み取りが可能な茶園）が栽培されているため、専門家等からの助言を受けたうえで関係団体（ハイナン農協、栽培農家等）と協議すること。

4 景観

- (1) 当市は青い海と山の緑に象徴されるように、豊かな自然に恵まれたまちである。御前崎港周辺からは世界遺産である富士山や南アルプスが望める場所であり美しい景観を形成している。市民から多数の意見がありましたが、景観影響について、海上も含めたより多くの視点からの調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて煙突及び建屋等の配置、形状、高さ、配色、素材について検討すること。
なお、フォトモンタージュ等の作成に当たっては、重要な視対象である富士山を原則含めること。
- (2) 都市計画マスターplanに「港と富士山が美しく見える女岩区観音堂周辺の緑地公園」が記載されているため、当該地点における調査を追加すること。
- (3) 御前崎市環境基本計画に基づき、自然景観の保全・活用に配慮するため調査地域の選定について地域住民から提出された意見を聴取すること。
- (4) 景観への影響を回避する方法として、外構の効果的なデザインの配置等が効果的と考えられるため、煙突及び建屋等の施設の配置とあわせ、その実施を検討し、具体的な内容を環境影響評価準備書に記載すること。

5 廃棄物

- (1) 発電事業における廃棄物について、種類・排出量を予測し、廃棄物の保管方法、飛散防止策、搬出先について具体的な内容を環境影響評価準備書に記載すること。
- (2) 災害廃棄物対策について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要であるとされているため、通常の廃棄物処理計画に加え、災害時の廃棄物処理計画についても検討すること。

6 温室効果ガス

- (1) 御前崎市が実施する地球温暖化対策をはじめ各種施策との整合が図られるよう、施設の適切な稼働及び維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。

- (2) 最新鋭のバイオマス発電設備の導入及び稼働により、二酸化炭素排出量の削減に着実に取り組むこと。
また、そのための具体的な内容を環境影響評価準備書に記載すること。

7 その他

- (1) 本事業の実施に伴い、新たな送電線の設置が推測されることから、当該送電線の設置が周辺の生活環境（交通、電波等）及び自然環境（地下水等）の影響について、環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 本事業の実施に伴い、施設から発生する光が、周辺の生活環境及び自然環境の影響について、環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 調査区域が自然公園区域に入った場合、自然関係法令等が適用されるため協議すること。
- (4) 今回の意見書がどのように反映されたか、意見書提出者及び地域住民等へ周知を行うこと。
- (5) 事業終了20年後の計画、また、諸事情により運転の中止や撤退、他社への所有権の移転等において、施設の管理等今後考えられる対応について地域住民への説明を検討すること。
- (6) 本事業が実施される時は、御前崎市と事業者は、御前崎市環境基本条例の趣旨に基づき、公害による住民の健康及び生活環境に係る被害を未然に防止することを目的として環境保全協定を結ぶこと。

III 付帯事項

本事業の実施に当たっては、事業実施区域は静岡県第4次地震被害想定における浸水区域とされているため、想定される南海トラフ巨大地震等の災害に対する安全対策について、住民に丁寧な説明を行うとともに、十分な検討を行い万全の対策が講じられることが望まれる。

おわりに

以上、「I 全般事項」、「II 個別事項」、「III 付帯事項」の3章立ての下、「(仮称)御前崎港バイオマス発電事業」環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見を表明します。

県知事におかれましては、このような私どもの思いをご賢察いただき、本事業が十分に環境に配慮され、かつ、地域住民はもとより市民・県民の理解が得られる計画となるよう、知事意見として取りまとめていただきたく、お願ひ申し上げます。